

富良野市国民健康保険運営協議会議案 (平成30年度第1回)

日 時 平成30年5月21日(月)午後6時30分
場 所 富良野市役所 第3会議室

富良野市国民健康保険運営協議会

日 程

1. 開 会

2. 委嘱辞令交付

3. 市長あいさつ

4. 会長・会長代理選任

会長_____委員 _____ 会長代理_____委員 _____

5. 会長あいさつ

6. 会議録署名委員指名

_____委員 _____委員

7. 報告事項

報告第1号	国民健康保険事業一般経過報告	P 2
報告第2号	平成29年度国民健康保険特別会計決算見込	P 4～5
報告第3号	平成29年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況	P 6～8

8. 協議事項

議案第1号	富良野市国民健康保険税条例の一部改正について	P 10～14
議案第2号	富良野市国民健康保険 第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 第3期特定健康診査等実施計画について	別 冊

(参考資料)

○平成30年度第1回国民健康保険運営協議会資料	別 冊
-------------------------	-----

9. その他

10. 閉 会

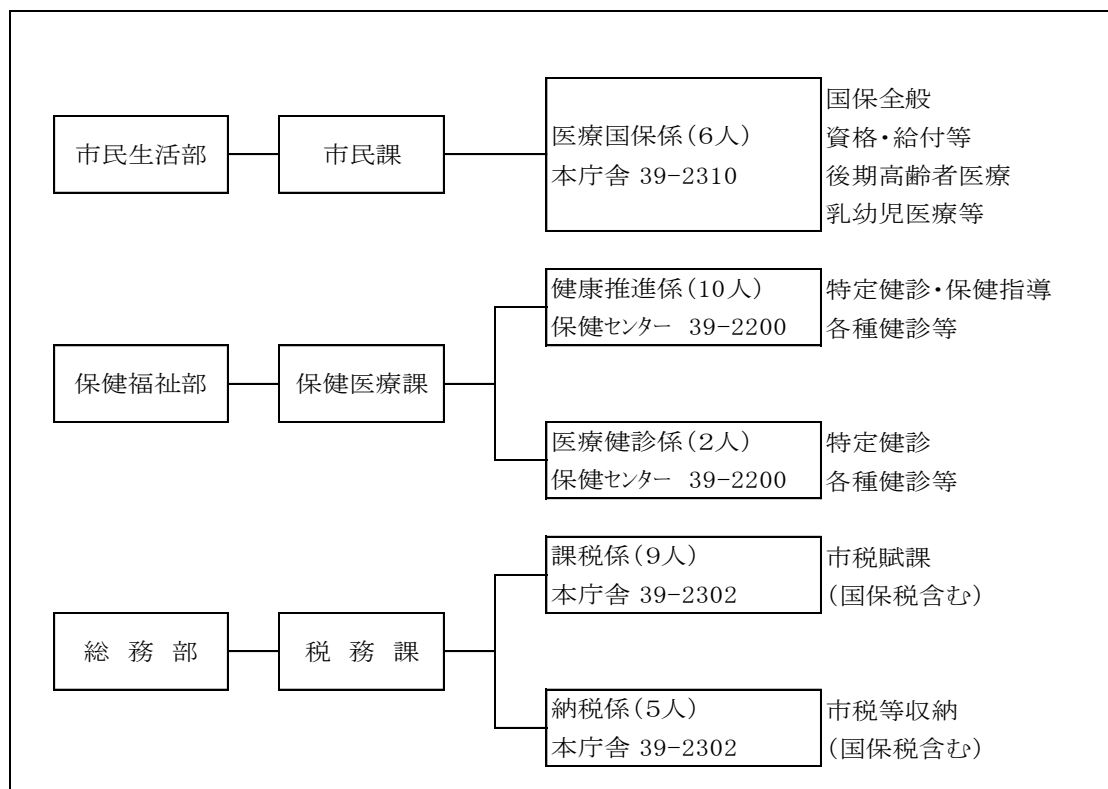
報告第1号

国民健康保険事業一般経過報告（平成30年3月以降分）

- 3月14日 平成29年度第2回富良野市国民健康保険運営協議会
- 19日 平成30年第1回市議会定例会
平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）議決
平成30年度国民健康保険特別会計予算 議決
富良野市国民健康保険条例及び富良野市国民健康保険事業保険給付基金
条例の一部改正 議決
- 30日 国民健康保険資格証交付（新規5世帯9人、前年度6世帯12人）
- 4月1日 国民健康保険 新制度スタート
- 10日 医療費通知送付（平成29年12月～30年1月診療分）2,672世帯
- 12日 富良野市国民健康保険税税率等の改正にかかるパブリックコメント
（実施期間4月12日～5月2日）
- 26日 第1回北海道国民健康保険市町村連携会議（旭川市）2人
- 5月14日 高額療養費支給勧奨通知送付（平成29年1月～3月診療分）180件

○富良野市国民健康保険関係機構図

平成30年4月1日現在



白 紙

報告第2号

平成29年度 国民健康保険特別会計決算(見込)

(単位：千円)

科目(款)		H28決算額	H29決算額	増減	摘 要
歳 出	総務費	65,798	92,544	26,746	一般管理費及び賦課徴収費等
	保険給付費	1,814,008	1,644,405	▲ 169,603	医療費、出産育児一時金、葬祭費、 診査手数料
	後期高齢者支援金等	320,516	322,459	1,943	一人当たり58,081円 事務費3.40円 被保険者数6,260人
	前期高齢者納付金等	225	1,191	966	納付金一人当たり195円 事務費3.60円
	老人保健拠出金	12	7	▲ 5	精算に係る事務費
	介護納付金	133,187	137,337	4,150	概算150,063千円 精算△12,726千円 被保数2,251人
	共同事業拠出金	768,465	728,421	▲ 40,044	高額分64,338千円 共同分664,083千円
	保健事業費	26,012	25,279	▲ 733	レセプト点検、医療費通知、特定健康 診査等
	基金積立金	2	2	0	
	公債費	0	0	0	
	諸支出金	1,645	28,527	26,882	過誤納による還付金等
	予備費	0	0	0	
歳出合計		3,129,870	2,980,172	▲ 149,698	
歳 入	国民健康保険税	729,402	694,579	▲ 34,823	
	国庫支出金	668,832	658,176	▲ 10,656	負担金529,187千円 補助金128,989千円
	療養給付費交付金	28,993	2,883	▲ 26,110	現年分2,883千円 過年分 0千円
	前期高齢者交付金	504,260	506,993	2,733	概算626,085千円 精算△119,092千円 被保数6,260人
	道支出金	167,518	165,025	▲ 2,493	負担金20,324千円 補助金144,701千円
	共同事業交付金	805,157	729,397	▲ 75,760	高額分55,042千円 共同分674,355千円
	財産収入	2	2	0	
	繰入金	289,898	277,097	▲ 12,801	法定繰入分277,097千円 給付基金繰入分 0千円
	繰越金	28,549	40,211	11,662	平成28年度繰越金
	諸収入	7,470	8,505	1,035	
歳入合計		3,230,081	3,082,868	▲ 147,213	
歳入歳出差引額		100,211	102,696	2,485	
年度当初基金残高①	63,443	93,446			
前年度決算剰余金②	30,000	60,000			
基金繰入金③	0	0			
基金積立金④	3	2			
年度末基金残高①+②-③+④	93,446	153,448			

平成 29 年度国民健康保険特別会計決算見込みは 4 月末時点で、歳入 30 億 8,286 万円 歳出 29 億 8,017 万円となり、1 億 269 万円が決算余剰金となる見込みです。決算余剰金については、次年度への繰越金と富良野市国民健康保険事業基金に積み立てることとなります。

前回の運営協議会（3 月 14 日開催）以降に変更となったのは、保険給付費の減少、歳入では国民健康保険税の収納率が伸びるという想定での見込み、国及び道の調整交付金の確定、療養給付費負担金の追加交付があったため、国民健康保険事業基金からの繰入を行わずに黒字決算となる見込みです。

平成 30 年度からは、制度改正により予算編成が大きく変わりました。大きな歳出となる保険給付費は、北海道から歳入の道支出金として全額保証されることから、保険給付費による財源不足の懸念はなくなりました。しかし、国民健康保険税から賄って支出することになる保険事業費納付金に関しては、加入者の所得状況や保険税の収納状況により、その不足分を基金によって賄うなどの財政運用をしていくことも想定されます。

報告第3号

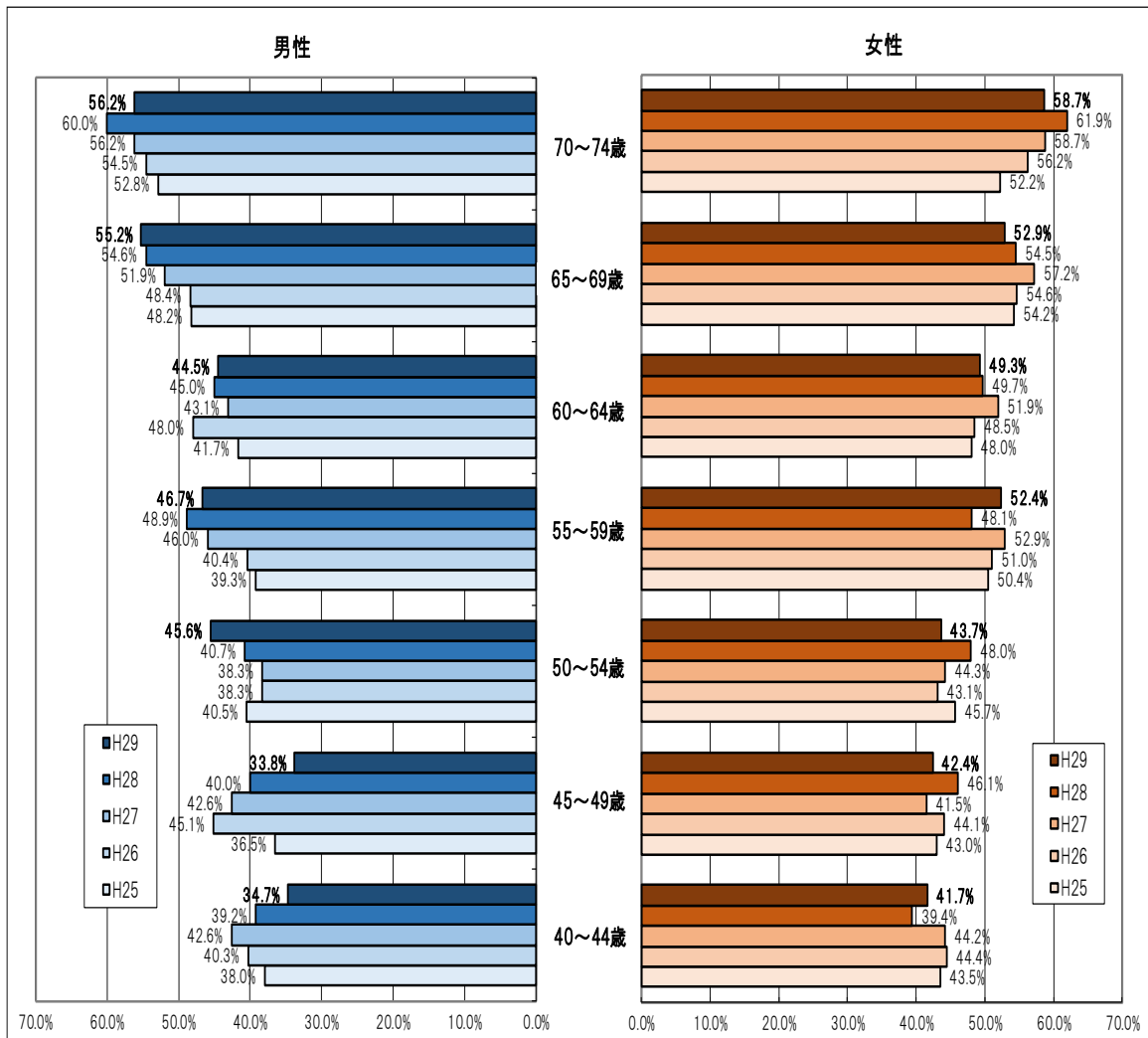
平成29年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況について

1. 特定健康診査実施状況

		H25	H26	H27	H28	H29
対象者数		4,462 人	4,365 人	4,246 人	4,074 人	3,885 人
受診者数		2,130 人	2,166 人	2,174 人	2,119 人	1,967 人
受診率		47.7%	49.6%	51.2%	52.0%	50.6%
参考	全道受診率	24.7%	26.1%	27.1%	27.6%	
	全国受診率	34.3%	35.4%	36.3%	36.6%	

※H25～H28：法定報告実績 H29：H30.4月末現在法定報告見込み

<性別・年代別受診率の推移>



<受診率の伸び率をみると・・・>

	総 数						男 性						女 性								
	H25			H29			伸び率	H25			H29			伸び率	H25			H29			伸び率
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率		対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率		対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	
総数	4,462	2,130	47.7%	3,885	1,967	50.6%	2.9%	2,038	915	44.9%	1,730	844	48.8%	3.9%	2,424	1,215	50.1%	2,155	1,123	52.1%	2.0%
40代	632	253	40.0%	568	215	37.9%	-2.2%	336	125	37.2%	304	104	34.2%	-3.0%	296	128	43.2%	264	111	42.0%	-1.2%
50代	795	353	44.4%	683	326	47.7%	3.3%	364	145	39.8%	314	145	46.2%	6.3%	431	208	48.3%	369	181	49.1%	0.8%
60代	1,884	920	48.8%	1,566	810	51.7%	2.9%	821	372	45.3%	678	351	51.8%	6.5%	1,063	548	51.6%	888	459	51.7%	0.1%
70代	1,151	604	52.5%	1,068	616	57.7%	5.2%	517	273	52.8%	434	244	56.2%	3.4%	634	331	52.2%	634	372	58.7%	6.5%
再)40~64歳	2,250	978	43.5%	1,777	790	44.5%	1.0%	1,067	423	39.6%	838	347	41.4%	1.8%	1,183	555	46.9%	939	443	47.2%	0.3%
再)65~74歳	2,212	1,152	52.1%	2,108	1,177	55.8%	3.8%	971	492	50.7%	892	497	55.7%	5.0%	1,241	660	53.2%	1,216	680	55.9%	2.7%

<H29 年度地区別受診率>

受診率ベスト 5	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
連合会名	富丘	五区	島の下	布礼別	山部農村
受診率	68.9%	67.9%	66.7%	60.6%	60.1%

受診率ワースト 5	1 位	2 位	2 位	4 位	5 位
連合会名	若葉町	栄町	若松町	弥生町	朝日町
受診率	25.7%	33.3%	33.3%	34.0%	36.3%

※詳細は、別紙資料「平成 29 年度特定健診地区別受診率」参照

2. 特定保健指導実施状況

		H25	H26	H27	H28	H29
対象者数		218 人	216 人	204 人	220 人	213 人
受診者数		116 人	119 人	140 人	133 人	133 人
実施率		53.2%	55.1%	68.6%	60.5%	62.4%
参 考	全道実施率	28.6%	29.1%	30.9%	33.6%	
	全国実施率	23.7%	24.4%	25.1%	26.3%	

※H25～H28：法定報告実績 H29：H30.4 月末現在法定報告見込み

白 紙

議案第 1 号

富良野市国民健康保険税条例の一部改正について

【1】国民健康保険制度改正と国保税の概要について

平成 30 年度からの制度改正では、都道府県が市町村とともに保険者となり財政運営の責任主体としての役割を担い、市町村は保険料(税)の賦課徴収や保険事業の実施などを引き続き担うこととなりました。

今後、市町村が支払う保険給付費の全額を都道府県が保証することとなり、その財政運営の財源として市町村は「保険給付費等納付金」を都道府県に納めることとなります。この保険給付費等納付金は、北海道が算定する納付金額を国民健康保険料(税)などから賄うこととなるため、北海道が示す標準保険料(税)率を参考に富良野市の税率を設定することが必要となりました。今回の税率改正については、保険給付費などの伸びや被保険者数の減少傾向を想定し、かつ、納付金を安定して支払うことが出来る期間を概ね 3 年間として検討を重ねました。

【2】国民健康保険税の検討経過

◆ 平成 29 年度第 1 回富良野市国民健康保険運営協議会 (平成 29 年 12 月 28 日開催)

第 1 回の運営協議会では、制度の仕組みから保険税の考え方の方向性を協議しました。保険税を設定する考え方として、①税率改正は概ね 3 年に 1 回とする、②保険事業費納付金を賄える税率とする、③賦課割合の設定をどのようにすべきか、これらを重点にして想定賦課割合を 3 パターン、モデルケースは 6 パターンで算定して提示をしました。しかし、北海道から示されていた保険事業費納付金については、仮算定(H29.11 月時点)の金額なため、確定額(H30.2 月)が提示された段階で、再度算定した案を提示することとしました。

今回の制度改正は内容に大きな変更があることから、パブリックコメント手続きを実施し、6 月の市議会に条例改正を提案することを了承いただきました。

◆ 平成 29 年度第 2 回富良野市国民健康保険運営協議会 (平成 30 年 3 月 14 日開催)

北海道から保険事業費納付金の確定額が提示されたため、その金額に基づき試算したモデルケースで協議を行いました。

前回の運営協議会で提示した内容から変更した点は、仮算定時と比べて、保健給付費等納付金の介護納付金分が少なくなり、全体で減額となったことから、税率の割り振りを調整しました。また、すべてのモデルケースが減額となるよう「所得割 57:均等割 29:平等割 14」の賦課割合で税率を設定し、モデルケースにあてはめて算定をしました。

賦課限度額に関しては、国の改正に準じて、基礎課税分の賦課限度額 54 万円を 4 万円引き上げて 58 万円にする事を併せて諮問し、諮問内容とする旨の答申をいただきました。(別紙)

諮問第1号

富良野市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正内容

(基礎課税額)	現行	改正
所得割額	11.0%	8.78%
均等割額	26,000円	24,300円
平等割額	25,500円	21,300円
賦課限度額	540,000円	580,000円
(後期高齢者支援金税額)	現行	改正
所得割額	2.6%	2.90%
均等割額	6,900円	8,300円
平等割額	6,800円	7,300円
賦課限度額	190,000円	改正なし
(介護納付金課税額)	現行	改正
所得割額	2.2%	1.69%
均等割額	8,000円	9,500円
平等割額	6,500円	5,700円
賦課限度額	160,000円	改正なし

2. 改正理由

①税率について

平成30年度以降の国民健康保険税は、北海道が算定する保険給付費等納付金を賄える税率の設定と保険税収納額が必要となり、北海道が示す標準保険税率を参考に、保険給付費などの伸びと被保険者数の減少傾向を想定して概ね3年間を見据えた税率改正を行う。

②賦課限度額について

国民健康保険税の賦課限度額は地方税法施行令に定められており、平成30年4月より基礎課税分賦課限度額を4万円引き上げることが予定されています。引き上げの理由としては、国民健康保険の賦課限度額対象世帯の割合を被用者保険の標準報酬月額限度額の割合である1.5%をめどに引き上げていくこととしています。富良野市においては、国保財政の健全化を確保する観点で、地方税法施行令と同水準の改正を行います。

3. 改正時期

平成30年度より適用（平成30年6月議会提案予定）

平成30年3月14日

富良野市長 能登芳昭 様

富良野市国民健康保険運営協議会
会 長 早 川 英 剛



富良野市国民健康保険税条例の一部改正について(答申)

平成30年度3月14日付け富国保第36号による諮問第1号につきまして平成29年度第2回富良野市国民健康保険運営協議会で慎重に審議した結果、諮問のとおり改正することで議決しましたので答申致します。

◆ 市民参加の手続き(パブリックコメント手続) について

運営協議会からの答申書を受けた後に、平成 30 年 4 月 12 日から 5 月 2 日までの期間でパブリックコメントを実施しましたが、意見提出はありませんでした。

【3】 富良野市国民健康保険税条例の一部改正にかかる議案提出について

これまでの経過をふまえ、国保運営協議会の答申のとおり、平成 30 年 5 月 23 日に開催される平成 30 年第 2 回富良野市議会臨時会において、富良野市国民健康保険税条例の一部を改正する議案を提出します。

[提案内容]

(1) 国民健康保険税課税額の定義について

平成 30 年 4 月からの国民健康保険制度改正により、地方税法に規定されている国民健康保険税課税額の定義が「国民健康保険に要する費用、後期高齢者支援金等の納付に要する費用、介護納付金の納付に要する費用」という位置づけから、北海道に納付する「国民健康保険事業費納付金に要する費用（後期高齢者支援金・介護納付金の納付を含む）」と改める内容で提案します。

(2) 国民健康保険税率について

国民健康保険税率については次のとおり提案します。

税率については、賦課割合を「所得割 57：均等割 29：平等割 14」で算定した税率で、平成 29 年度第 2 回運営協議会に諮問し、答申をいただいた内容となります。

	所得割	均等割	平等割
基礎課税分	8.78%	24,300円	21,300円
後期高齢者支援金分	2.90%	8,300円	7,300円
介護納付金分	1.69%	9,500円	5,700円

(3) 賦課限度額について

平成 30 年度の国民健康保険税賦課限度額は、国の改正に合わせて基礎課税分の賦課限度額 54 万円を 4 万円引き上げて 58 万円で提案します。これにより、後期分・介護分を合わせた賦課限度額は 93 万円となります。

賦課限度額は地方税法施行令で規定されており、国民健康保険税の賦課限度額は市町村の判断により限度額と改正の時期を決定することが出来ます。

	改正後	改正前
基礎課税分	580,000円	540,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	改正なし
介護納付金分	160,000円	改正なし

(4) 減額措置にかかる軽減判定所得について

国民健康保険税の減額措置にかかる軽減判定所得については、地方税法施行令で規定されています。今回の改正では、5割軽減の基準額 33 万円に加える加算額を 27 万円から 27.5 万円に、2割軽減の基準額 33 万円に加える加算額を 49 万円から 50 万円に引き上げられたことから、改正提案をします。

- ・ 7割軽減 → 33 万円未満 (改正なし)
 - ・ 5割軽減 → 33 万円 + 27 万 5 千円 × 被保険者数
 - ・ 2割軽減 → 33 万円 + 50 万円 × 被保険者数
- } この算出された金額未満の所得世帯が減額の該当となります。

※ _____ は改正部分

議案第2号

富良野市国民健康保険 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
第3期特定健康診査等実施計画について

別冊参照